

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
おき、翌
日の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号の一部改正
昭和三十三年五月鳥取県告示第二百七十四号の一部改正
- ◇海区漁調委告示 地びき網漁業の操業の制限

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十八年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十八号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年七月鳥取県条例第三十一号）の施行期日は、昭和四十八年九月一日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

境港第二 八、〇六〇円

を

境港
面影

に改める。

第二	八、〇六〇円
第六	九、五九〇円

附則

この規則は、昭和四十八年九月一日から施行する。

告示

鳥取県告示第六百十八号

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十八年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県鳥取沿岸宝木海岸東浜地区海岸の項の前に次のように加える。

次の基点を順次結んだ線及び基点二十四と基点一を結んだ線によつて囲まれた区域

基点	一	鳥取市賀露町字西浜一七五七番七三四地の標柱	一
	二		の標柱
	三	伏野字渡り上り二二五九番地先の標柱	三
	四	二二五九番六地先の標柱	四
	五	二二五九番一ニ地先の標柱	五
	六	二二五九番一ニ地先の標柱	六
	七	字荒神谷二二五八番二ニ地先の標柱	七
	八		の標柱
	九		の標柱

鳥取県	鳥取沿岸地区	西地区	海岸
十	十一	十二	十三
の標柱	の標柱	の標柱	の標柱
十	十一	十二	十三
			白兔字白浜六八番四地の標柱
			六八八番二地の標柱
			十四
			十五 基点十四から北九〇メートルの点
			十六 十三から北北東九〇メートルの点
			十七 十二から北一〇〇メートルの点
			十八 十一から北一〇〇メートルの点
			十九 十から北北西一〇〇メートルの点
			二十 五から北九〇メートルの点
			二十一 四から北九〇メートルの点
			二十二 三から北九〇メートルの点
			二十三 二から北北西九〇メートルの点
			二十四 一から港湾区域の境界線に沿つて沖合九〇メートルの点

鳥取県告示第六百十九号

昭和三十三年五月鳥取県告示第二百七十四号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十八年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

3及び4の項を削り、5の項を3の項とし、以下二つつ繰り上げる。

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、地びき網漁業の操業を次のとおり制限する。

昭和四十八年八月三十一日

鳥取海区漁業調整委員会会長 前 田 玄 一

一 制限海域

東伯郡羽合町と同郡泊村との境界の海岸線から三百五十三度四十分(真方位とする。以下同じ。)の線と同郡羽合町と同郡北条町との境界の海岸線から三百五十八度四十分の線との間における羽合町地先海面

二 制限期間

昭和四十八年九月一日から昭和四十九年三月三十一日までとする。

三 操業の承認

制限海域内において地びき網漁業を営もうとする者は、別に定める事務取扱要領により本委員会の承認を受けなければならない。

四 承認対象者

昭和四十八年八月三十一日以前五箇年間に地びき網漁業の操業実績を有する者であること。

五 漁獲高の報告義務

地びき網漁業の承認を受けた者は、毎年、漁獲期終了後、直ちに、別に定める様式により、漁獲高を本委員会へ報告しなければならない。

六 承認証の携帯義務

地びき網漁業の承認を受けた者は、地びき網漁業を操業するときは、操業責任者に地びき網漁業承認証を携帯させなければならない。